

静岡県告示第95号

介護保険法（平成9年法律第123号）第84条第1項の規定に基づき、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定の全部の効力を停止したので、同法第85条第3号の規定により告示する。

平成30年2月23日

静岡県知事 川勝平太

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の全部の効力の停止の期間	サービスの種類
株式会社シフト	シフティーン熱海 居宅介護支援事業所	田方郡函南町丹那1316-426	平成30年3月1日から平成30年8月31日までの6月間	居宅介護支援
	シフティーン三島長泉 居宅介護支援事業所	駿東郡清水町伏見616番地1 シフトビル201		居宅介護支援
	シフティーン富士富士宮 居宅介護支援事業所	富士市横割本町7番5号 ファミール西尾1E号室		居宅介護支援